

I. 1 アカウントガスの供給条件における重要事項

1. ガス小売事業者について

弊社はミツウロコグリーンエネルギー株式会社（以下「ミツウロコグリーンエネルギー」といいます）との取次契約に基づき、ミツウロコグリーンエネルギーが供給するガスを供給いたします。

2. 需給契約のお申込み

- (1) お客さまが新たにガスの需給契約を希望される場合は、あらかじめ GMO One Account 株式会社（以下、「弊社」といいます）が定める 1 アカウントガス需給約款および料金表を承諾のうえ、弊社所定の様式を用いてお申込みをいただきます。なお、ガスの需給契約のお申込みの対象は、他社（他のガス小売事業者）から弊社へのガス小売供給契約の切り替えを行われるお客さまに限るものとします。新築、転居等に伴う新規の開栓申込みにつきましては、対象外となります。
- (2) お客さまが弊社と需給契約を締結するためには、1 アカウントを作成または保有しなければなりません。
- (3) お客さまは、ガスの需給契約のお申込みについて、次の事項を承諾のうえ、お申込みをしていただきます。なお、弊社が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。
 - ・お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます）が定める託送供給約款（以下「託送約款等」といいます。）に定める需要家等に関する事項を遵守すること
 - ・ガス小売事業者であるミツウロコグリーンエネルギーが法令に基づき実施した消費機器調査の結果等について、当該一般ガス導管事業者へ調査後遅滞なく提供すること
 - ・法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、当該一般ガス導管事業者および託送供給依頼者から弊社およびミツウロコグリーンエネルギーへ提供すること
 - ・弊社が、お客さまからの申込内容に基づき、本人確認を行う場合があること

3. 加入要件、契約の成立、契約期間、解約

- (1) 需給契約は、お客さまからのお申込みを弊社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、需給契約成立日から開始し、原則としてガス料金適用開始の日から 1 年間といたします。
- (3) 契約期間満了に先だってお客さままたは弊社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も同一条件で継続されるものといたします。
- (4) お申込みにもなう不利益事項
契約先を、他社から弊社へ変更するにあたり、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。
 - ・現在のガス需給契約を解約すると現在お客様がご契約されている会社の料金プランで再度ご契約することができなくなる可能性があります。
 - ・現在のガス需給契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。
 - ・現在のガス需給契約においてポイント等の特典がある場合には解約にともない当該特典が失効する可能性があります。
 - ・現在のガス需給契約において附帯サービス等をご契約されている場合には解約にともない当該附帯サービス等が消滅する可能性があります。
 - ・現在のガス需給契約において継続利用期間に応じた割引を受けている場合には解約にともない、継続利用期間が消滅する可能性があります。
 - ・現在のガス需給契約を解約することにより、解約までの契約期間中におけるガスの使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。

4. 供給開始予定日

- (1) 弊社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかにガスを供給いたします。
- (2) 天候、用地交渉等の事情によるやむをえない理由によってあらかじめ定めた供給開始日にガスを供給できないことが明らかになった場合には、弊社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めてガスを供給いたします。

5. 請求金額の計算方法等

- (1) 請求金額等のご案内
月々の料金、ご使用量、その他お客さまへのご案内事項は、原則として、弊社より WEB にてお知らせいたします。
- (2) 使用量の算定
 - ・ガス料金の算定期間の使用量は、お客さまに係る払出地点について、託送約款等に定めるところにより検針または算定されたガス量といたします。なお、託送約款等に定めるところにより検針または算定されたガス量が見直された場合、弊社またはミツウロコグリーンエネルギーは、見直し後の使用量によって精算いたします。
 - ・弊社またはミツウロコグリーンエネルギーは、当該一般ガス導管事業者から受領した検針の結果等を原則として電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。
 - ・メーターの故障等によって使用量を正しく計量できなかった場合には、使用量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと弊社またはミツウロコグリーンエネルギーとの協議によって定めます。
- (3) 料金の計算方法
料金は、使用量に応じて、（別表 1）に掲げる 1 アカウントガス料金表に定める供給エリアごとの各料金によって、基本料金にガスご使用量に応じて計算する従量料金を加えて計算します。なお、従量料金は原料価格の変動に応じて、原料費調整額を加算あるいは減算して計算します。原料費調整額の算定に使用する各月の原料費調整単価は、毎月弊社のホームページでお知らせいたします。また、お客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われない場合は、弊社は支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。
 - ・料金の算定期間は、原則として、前月の検針日の翌日から、当月の検針日までの期間といたします。なお、検針日とは、託送約款等により、当該一般ガス導管事業者が、払出地点ごとに定例検針を行うことをあらかじめ定めた日といたします。ただし、お客さまがガスの使用を開始（もしくは解約）した場合であって、ガス料金の算定期間が 29 日以下または 36 日以上となったときは使用日数に応じて日割計算いたします。
 - ・ガスご使用量は、当該一般ガス導管事業者が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によってガスご使用量等を正しく計量できなかった場合は、お客さまとの協議によって定めます。
- (4) ガス料金の支払義務および支払期日

1 アカウントガスの供給条件における重要事項

下記の事項を必ずお読みいただいたうえで、お申込みください。

お客さまのガス料金の支払義務は、原則検針日に発生します。ガス料金の支払期日は、原則として、弊社が請求を行った月の翌月末日といたします。

(5) ガス料金の支払方法

- ・ガス料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはその都度、弊社が指定した金融機関等を通じて原則として以下のイによりお支払いいただきます。ただし、料金がクレジット会社により弊社が指定した金融機関等に払込まれなかった場合等特別の事情がある場合には、以下のロによりお支払いいただきます。
- イ お客さまが弊社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立て替えさせる方法により弊社が指定した金融機関等を通じて払込みにより支払われる場合は、弊社が指定した様式によりあらかじめ弊社に申し出ていただきます。
- ロ お客さまが料金を弊社が別途指定した方法によりお支払いいただきます。
- ・お客さまが料金を上記イにより支払われる場合を除き、弊社は、原則として、請求書の発行に係る手数料等これに伴い要する費用に相当する金額を申し受けます。
- ・お支払いいただいた料金は、支払義務の発生した順序で充当します。
- ・工事費負担金その他についてはその都度、弊社が指定した金融機関等を通じた払い込みによりお支払いいただきます。そのときのお支払いにもなう手数料等の費用は、お客さまの負担とします。
- ・弊社は、領収書及び支払証明書は、発行しないものとします。

(6) 各種手数料

- ・請求書の郵送を希望する場合、500 円（税別）/月の手数料を申し受けます。
- ・供給の一時停止等、転出を伴わない閉栓および再開栓を希望する場合、5,000 円（税別）の閉開栓手数料を申し受けます。

6. 供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

ガス小売事業者であるミツウロコグリーンエネルギーは類別 13A のガスを供給いたしますので、13A とされているガス機器が適合いたします。

- (1) 熱量 最低熱量；44 メガジュール 標準熱量；45 メガジュール
- (2) 圧力 最高圧力；2.5 キロパスカル 最低圧力；1.0 キロパスカル
- (3) 燃焼性 供給ガスの属するガスグループ；13A
最高燃焼速度；47 最低燃焼速度；35
最高ウォッペ指数；57.8 最低ウォッペ指数；52.7

7. お客さまからの申し出による契約変更又は廃止について

- (1) お客さまが需給契約の変更を希望される場合は、原則として弊社所定の様式によって申込みをしていただきます。なお、その際、弊社は必要に応じて、本人確認を実施することがあります。
- (2) お客さまがガスの使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、その廃止期日の 10 営業日前までに弊社に通知していただきます。弊社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に供給を終了させるための適した処置を行います。なお、その際、弊社は必要に応じて、本人確認を実施することがあります。
- (3) 需給契約の終了に伴い、付与されたポイント等の失効、継続使用期間に応じた割引等がある場合の特典の消滅等の不利益があったとしても、お客さまは、それに対し異議を唱えることができないものとします。

8. 弊社からの申し出による需給契約の解約

- (1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、ガスの小売営業に関する指針（経済産業省）に従い需給契約を解約することがあります。
 - ・支払期日を 14 日経過してもお客さまが料金を支払われない場合。
 - ・弊社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合。
 - ・お客さまが需給約款によって支払いを要することとなったガス料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金等相当額その他需給約款または料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合。
 - ・お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合。
 - ・お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始またはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら行なった場合。
 - ・お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合。
 - ・お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合。
 - ・お客さまがガス需給約款または主契約料金表の適用を受けられなくなった場合。
 - ・1 アカウントを解約または喪失した場合。
 - ・お客さまが反社会的勢力に該当する等した場合。
- (2) 需給契約を解約させていただく場合には、あらかじめ解約日をお伝えいたします。
- (3) (1)により、弊社が需給契約を解約する場合は、解約日に需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます）を行います。なお、ガス需給約款 25（需要場所への立ち入りによる業務の実施）の規定にかかわらず、需要場所への立ち入りに管理者の解錠等の作業を必要とする場合、ミツウロコグリーンエネルギーが、物件の管理者の協力を得て解錠等し、メーターガス栓のある共用部に立ち入り、供給を終了するための処置を行うことをお客様は予め承諾するものとします。
- (4) お客さまが、ガス需給約款 29（需給契約の廃止）(1)による通知をしないで、その需要場所から移転する等、ガスを使用していないことが明らかなる場合には、ガスを使用していないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。

9. 需要場所への立ち入りによる業務の実施

お客さまは、弊社、ミツウロコグリーンエネルギー（委託先を含む）または当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあることについて、正当な理由がない限り、承諾するものといたします。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 閉栓のための作業
- (2) 危険発生防止周知および消費機器調査のための業務
- (3) 需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務
- (4) 当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務
- (5) その他保安上必要な業務

10. 保安に対するお客さまの協力

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。この場合には、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適当な処置をとります。
- (2) ガスの供給または使用が中断された場合、弊社、ミツウロコグリーンエネルギーまたは当該一般ガス導管事業者がお知らせする方法により、中断解除のために、お客さまにマイコンメーターの復帰操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
- (3) お客さまは、12(供給施設等の保安責任) (3)又は13(周知および調査業務) (2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
- (4) 当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設またはガス機器について、お客さまに、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくはガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、ミツウロコグリーンエネルギーを通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。
- (6) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。
- (8) 定期調査、定期通知、開閉栓作業および当該一般ガス導管事業者から連絡があった際の消費機器の事故対応については、ミツウロコグリーンエネルギーから委託する委託先業者が行います。

11. 供給の制限等

- (1) 弊社、ミツウロコグリーンエネルギーまたは当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止させていただくことがあります。
 - ・ 託送約款等に定める託送供給の制限、停止もしくは中止の事由に該当する場合（当該一般ガス導管事業者が託送約款等に定める業務を実施するための需要場所への立入り等お客さまが正当な理由なく拒む場合等）
 - ・ ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合
 - ・ お客さまがガス工作物を故意にまたは重大な過失により損傷し、または亡失させた場合
 - ・ その他ガス需給約款または料金表に反し、その旨を警告しても改めない場合。
- (2) 弊社、ミツウロコグリーンエネルギーまたは当該一般ガス導管事業者は、次のいずれかに該当する場合には、ガスの供給を制限等し、またはお客さまに使用を制限等していただくことがあります。
 - ・ 災害等その他の不可抗力による場合
 - ・ ガス工作物に故障が生じた場合または故障のおそれがあると認めた場合
 - ・ ガス工作物の修理その他工事実施のため必要がある場合
 - ・ 法令の規定による場合
 - ・ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ・ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ・ その他保安上必要がある場合（ガス需給約款 37（保安等に対するお客さまの協力）の処置をとる場合を含みます。）
- (3) (1)、(2)の場合には、弊社、ミツウロコグリーンエネルギーまたは当該一般ガス導管事業者は、あらかじめその旨を広告その他適切な方法によってお客さまにお知らせすることがあります。

12. 供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 内管およびガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。内管およびガス栓等、託送供給約款等に定めるところによりお客さまの資産となる供給管の境界よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害を受けたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
- (2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓並びに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査結果を、すみやかにお知らせします。
- (3) 当該一般ガス導管事業者の責めとならない理由によりお客さまが損害を受けた時は、当該一般ガス導管事業者はその責めを負いません。

13. 周知および調査業務

- (1) ミツウロコグリーンエネルギーは、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電磁的方法等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。
- (2) ミツウロコグリーンエネルギーは、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止の付いていないふろがま、湯沸かし器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、ミツウロコグリーンエネルギーは、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせします。
- (3) ミツウロコグリーンエネルギーは、(2)の通知に係るガス機器について、ガス事業法令で定めるところにより、再び調査いたします。

14. お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、ガス需給約款 36（周知および調査義務）(1)によりミツウロコグリーンエネルギーがお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。

1 アカウントガスの供給条件における重要事項

下記の事項を必ずお読みいただいたうえで、お申込みください。

- (2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置、もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめミツウロコの承諾を得ていただきます
- (3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合等、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）といたします。）をお客さまに負担していただきます。
- (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法にしたがい天然ガス自動車または次に掲げるすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
 - ・ 高压ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。
 - ・ 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。
 - ・ 料金表に定める供給ガスに適合するものであること。
 - ・ 高压ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること。
 - ・ 当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を備えるものであること。
- (5) お客さまは、お客さまの所有または占有するガス工作物に関してガス事業法第 62 条が定める次の事項について遵守していただきます。
 - ・ お客さまは、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
 - ・ 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならないこと
 - ・ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣が当該所有者および占有者に協力するよう勧告できること

15. 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、弊社を通じて、当該一般ガス導管事業者がガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。

16. ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し、当該一般ガス導管事業者が緊急対応した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を弊社およびミツウロコグリーンエネルギーに提供することについて、承諾するものといたします。

17. 供給方法および工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

18. 工事費負担金等相当額の申受け等

弊社は、当該一般ガス導管事業者からお客さまへのガスの供給に係る工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、当該一般ガス導管事業者の工事着手前に申し受けます。

19. 個人情報の取扱いについて

弊社は、お客さまに関する情報を、弊社の「個人情報保護方針」にて定める範囲にて利用いたします。

20. クーリングオフについて

本契約は通信販売であるため、特定商取引法上のクーリング・オフは適用されません。

21. その他

- ・ 上記に記載のない事項の取扱いは、弊社が定める 1 アカウントガス需給約款および料金表の供給条件によります。
- ・ 弊社は、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、1 アカウントガス需給約款および料金表の料金プランの供給条件の内容を変更することがあります。その場合、一定期間弊社のホームページに掲載することで、お知らせするものとし、関係法令等においては許容される限りにおいて、お客さまへの変更に関する書面の交付は省略するものといたします。
- ・ 1 アカウントガス需給約款および料金表の料金プランの供給条件の内容は、弊社のホームページで確認することができます。
- ・ 弊社またはお客さまが需給契約内容を変更または更新する場合、原則として、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他弊社が適当と判断した方法により行い、変更または更新後の需給契約内容のみをお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略する場合があります。
- ・ お客さまは、ガス事業法第 14 条第 2 項又は第 15 条第 1 項の規定に基づく契約締結前交付書面又は契約締結後交付書面の交付に代えて、弊社がこれらの書面に記載すべき事項を、お客さまが登録した連絡先に対し電子メール（SMS サービスを含みます。）を送信する方法又は弊社所定のウェブサイト等にて開示の上閲覧に供する方法（なお、いずれの場合も PDF ファイル形式又はインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。）により提供することに承諾します。

22. 1 アカウントポイントの付与

弊社との対象契約のご契約内容に応じて、以下の通りポイントを進呈いたします。

(1) 付与条件・付与率

- ・ 電気・ガスセット契約の場合： 毎月の電気料金（消費税等相当額を含む）のお支払い額に対して 1.5%
- ・ 電気のみ契約の場合： 毎月の電気料金（消費税等相当額を含む）のお支払い額に対して 1.0%

(2) 対象サービス・事業者

- ・ 電気：「1 アカウントでんき」
- ・ ガス：「1 アカウントガス」（取次事業者：GMO One Account 株式会社 / ガス小売事業者：ミツウロコグリーンエネルギー株式会社）

(3) 注意事項

1 アカウントガスの供給条件における重要事項

下記の事項を必ずお読みいただいたうえで、お申込みください。

- ・ポイント算定の対象となる金額は「電気料金」となります（ガス料金自体はポイント付与計算の対象外となります）。
- ・少数点以下の端数は切捨てとします。
- ・ポイントの付与時期、付与条件の詳細、および貯まったポイントの利用方法につきましては、弊社 Web サイト（会員規約・ポイント利用規約）をご確認ください。

23. 各種お手続き、お問い合わせ

契約のお手続き、解約、その他ご不明・お困りの点、お問い合わせは、各種お手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。なお、ガス小売事業者の変更にもとない需給契約を解約する場合は、当該一般ガス導管事業者への託送契約のお申込みが必要となるためお早めにお申込みください。

各種お手続き ・ お問い合わせ

◆ ご契約内容やお手続きに関するお問い合わせ

GM0 One Account 株式会社

問い合わせフォーム：<https://support-denki.1-account.com/hc/ja/requests/new>

[受付時間：10:00～19:00（土・日・休祝日、年末年始を除く）]

取次事業者

会社名：GM0 One Account 株式会社

●お客さまの個人情報は、ガス事業をはじめとする弊社の定款記載の事業において、契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。

●お客さまの個人情報は、ガス事業をはじめとする弊社の定款記載の事業において、契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。

ガス小売事業者

会社名：ミツウロコグリーンエネルギー株式会社

本社所在地：〒103-0027

東京都中央区日本橋2丁目11番2号

ガス小売事業者登録番号：A0080

[03-6758-6311 受付時間帯：9:00～17:00

（土・日・休祝日、年末年始を除く）]

(別 表 1)

1 アカウントガス料金単価表

◆東京ガス供給エリア

(1) 1 アカウントガスプラン (消費税込)

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	基準単位料金(円/m³)
A 表	0m³から 20m³まで	879.91	165.34
B 表	20m³をこえ 80m³まで	1,167.40	150.96
C 表	80m³をこえ 200m³まで	1,337.77	148.83
D 表	200m³をこえ 500m³まで	1,976.65	145.64
E 表	500m³をこえ 800m³まで	6,235.85	137.12
F 表	800m³をこえる場合	12,198.73	129.67

※基準単位料金には、原料費調整額は含んでおりません。（原料費調整額を含む単価については、毎月 HP の「お知らせ」にて掲載をしております。）

◆京葉ガス供給エリア

(1) 1 アカウントガスプラン (消費税込)

ガス料金	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m³)
A 表	0m³から 20m³まで	910.23	159.47
B 表	20m³をこえ 100m³まで	1,082.46	150.86
C 表	100m³をこえ 350m³まで	1,835.61	143.33
D 表	350m³をこえる場合	6,107.54	131.12

※従量料金には、原料費調整額は含んでおりません。（原料費調整額を含む単価については、毎月 HP の「お知らせ」にて掲載をしております。）

◆東邦ガス供給エリア

(1) 1 アカウントガスプラン (消費税込)

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	基準単位料金(円/m³)
A 表	0m³から 20m³まで	736.23	204.20
B 表	20m³をこえ 50m³まで	1,541.21	163.95
C 表	50m³をこえ 100m³まで	1,778.33	159.21
D 表	100m³をこえ 250m³まで	2,015.43	156.84
E 表	250m³をこえ 500m³まで	2,568.69	154.62
F 表	500m³をこえる場合	6,895.97	145.97

※基準単位料金には、原料費調整額は含んでおりません。（原料費調整額を含む単価については、毎月 HP の「お知らせ」にて掲載をしております。）

1 アカウントガスの供給条件における重要事項

下記の事項を必ずお読みいただいたうえで、お申込みください。

◆大阪ガス供給エリア

(消費税込)

(1) 1 アカウントガスプラン

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	基準単位料金(円/m³)
A 表	0m³から 20m³まで	1,294.95	143.56
B 表	20m³をこえ 50m³まで	1,372.55	139.68
C 表	50m³をこえ 100m³まで	1,629.60	134.53
D 表	100m³をこえ 200m³まで	2,065.13	130.18
E 表	200m³をこえ 350m³まで	3,454.17	123.23
F 表	350m³をこえ 500m³まで	3,769.90	122.33
G 表	500m³をこえ 1000m³まで	6,825.40	116.22
H 表	1000m³をこえる場合	7,135.80	115.91

※基準単位料金には、原料費調整額は含んでおりません。(原料費調整額を含む単価については、毎月 HP の「お知らせ」にて掲載をしております。)

◆西部ガス供給エリア

(1) 1 アカウントガスプラン

(消費税込)

ガス料金	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	基準単位料金(円/m³)
A 表	0m³から 15m³まで	885.61	239.36
B 表	15m³をこえ 30m³まで	1,099.01	225.14
C 表	30m³をこえ 100m³まで	1,515.14	211.27
D 表	100m³をこえる場合	2,101.99	205.40

※基準単位料金には、原料費調整額は含んでおりません。(原料費調整額を含む単価については、毎月 HP の「お知らせ」にて掲載をしております。)

(別 表 2)

原料費調整単価

1 原料費調整単価の算定

(1) 平均原料価格

1 トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。
なお、平均原料価格は、10 円単位とし、10 円未満の端数は、1 円の位で四捨五入いたします。

平均原料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta$
A = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 LNG 価格
B = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 LPG 価格
 α = 東京ガス : 0.9088、京葉ガス : 0.7430、東邦ガス : 0.9576、大阪ガス : 0.9476、西部ガス : 0.9423
 β = 東京ガス : 0.0987、京葉ガス : 0.0864、東邦ガス : 0.0466、大阪ガス : 0.0569、西部ガス : 0.0620

(2) 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 1 トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格（東京ガス : 86,100 円、京葉ガス : 72,310 円、東邦ガス : 83,350 円、大阪ガス 64,090 円、西部ガス : 85,350 円）を下回る場合

原料費
調整単価 = $(\text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}) \times \frac{0.081}{100} \times (1 + \text{消費税率})$

ロ 1 トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格（東京ガス : 86,100 円、京葉ガス : 72,310 円、東邦ガス : 83,350 円、大阪ガス 64,090 円、西部ガス : 85,350 円）以上の場合

原料費
調整単価 = $(\text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}) \times \frac{0.081}{100} \times (1 + \text{消費税率})$

なお、原料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。

(3) 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に算定されるガス料金に適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間

1 アカウントガスの供給条件における重要事項

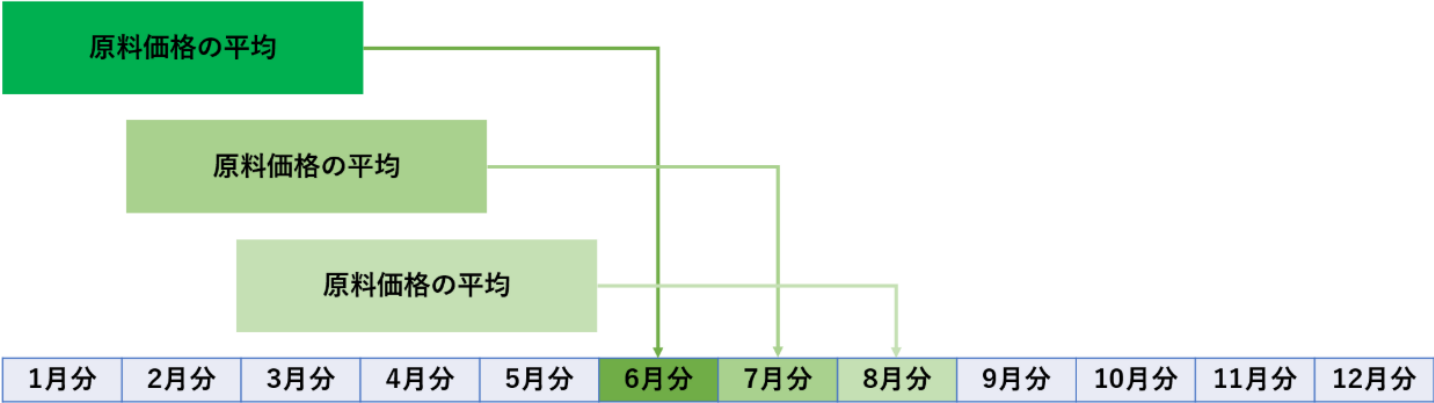
下記の事項を必ずお読みいただいたうえで、お申込みください。

毎年8月1日から10月31日までの期間	料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（閏年となる場合は、2月29日）に属する料金算定期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間

平均原料価格算定期間と原料費調整単価適用期間の関係図（例）

原料価格の算定期間

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----



ガス料金への適用

2 原料費調整単価等のお知らせ
弊社は、1(3)の各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格、1トン当たりの平均LPG価格および1(2)によって算定された